

「令和8年度茨木市観光プロモーション事業」業務委託公募型プロポーザル 審査基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	委員配点
委員審査	プレゼンテーション内容	①説明がわかりやすくて的確であり、提案内容を実現できる説得力があるか。	70	10
		②意欲が感じられるか。	70	10
	小計		140	20
	企画提案内容	③ストーリー性をもったコンセプトを立案し、ターゲットが「今度の休み、茨木に行こう」と思えるような、具体的な来訪動機を形成する戦略の構築や成果指標の設定ができていないか。	140	20
		④キービジュアル・キャッチコピー等を定める過程は、観光関係事業者の理解・支持を十分に得られるものか。また、実現可能なものか。	105	15
		⑤コンセプトに沿って、効果的な広報媒体などを活用し、ターゲットを中心に情報発信できる工夫がなされているか。	105	15
		⑥プロモーションイベントは、ダムパークいばきたをはじめとした本市北部地域にある観光資源の認知度及びブランド力の向上、交流人口の創出等につながるものになっているか。	105	15
		⑦独自提案は、提案者のノウハウや専門性を活かし、来訪促進や交流人口の創出が図れるものになっているか。	105	15
	小計		560	80
	事務局審査	業務実績	⑧同種又は類似業務の経験が豊富か	90
業務実施体制		⑨専門性を有する人員が配置されているか	20	
参考見積書		⑩下記見積書審査基準により審査	90	
小計		200	0	
合計			900	100

【企画概要書について】

企画提案者が5者以上の場合に行う委員審査における第1次審査のみに使用する資料とする。

＜審査基準及び配点＞

- 1 仕様書等で指定した項目が組み込まれているか
- 2 審査基準③～⑦

＜委員審査＞
10点×7人＝70点

なお、第1次審査は上記70点と事務局審査200点の合計270点で審査を行う。

【最低基準】

合計点の6割を最低基準とする。 900点×60%＝540点

ただし、委員全員が最低評価とした項目がある場合は失格とする。

【事務局審査】

⑧同種又は類似業務の経験が豊富か

「業務実績調書」により、同種と判断できれば30点、類似と判断できれば1事業につき15点を加点する。

同種の業務：過去5年間の自治体や公的な団体による観光プロモーション事業

類似の業務：過去5年間の上記以外の観光プロモーション事業

⑨専門性を有する人員が配置されているか

業務実施体制調書に記載の統括責任者及び担当者1人につき、実務経験年数3年以上6年未満で5点、6年以上で10点とする(最大20点)。

⑩見積書審査基準

全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を90点とする。

2位以下については、下記の演算式によるものとする。

90点×(提案者のうちの最低金額/提案額)